

平成30年7月5日からの大雨による災害の被災者に対する生活上の支援について(広島市・広島県)

平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
 災害で被害を受けられた方々の生活上の不安を少しでもやわらげ、なるべく負担を感じることはないよう、罹災証明書の発行、見舞金等の支給、税金の減免等に係る各種の申請手続のほか、生活道路の応急復旧、住宅再建、ごみ処理などの支援策について相談や申込みができるよう、被災者支援に関するワンストップ型の「被災者支援総合窓口」を、東区、南区、安佐北区、安芸区に設置します。
 この災害による被害について、広島市及び広島県では次のような生活上の支援を行います。
 申込み、ご相談については、下記の各区区政調整課又は所管課等にお問い合わせください。

【被災者支援総合窓口】

地域	問合せ先	連絡先(電話番号)
東区	東区区政調整課	082-568-7703
南区	南区区政調整課	082-250-8933
安佐北区	安佐北区区政調整課	082-819-3903
安芸区	安芸区区政調整課	082-821-4903

注1:受付が終了した支援策については削除しています。
 注2:○の表示がある支援策は広島県等が実施するものです。

【支援策一覧】

区分	内容	窓口課・所管課等
罹災証明書等に関すること	罹災(火災以外)証明書の交付 ※床下浸水であっても、建物に備え付けた給湯器が土砂等により故障した場合、一部破損に当たる場合がありますので、窓口課へ御相談ください。	中区地域起こし推進課(TEL:504-2820) 東区地域起こし推進課(TEL:568-7705) 南区地域起こし推進課(TEL:250-8935) 西区地域起こし推進課(TEL:532-1023) 安佐南区地域起こし推進課(TEL:831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(TEL:819-3905) 安芸区地域起こし推進課(TEL:821-4905) 佐伯区地域起こし推進課(TEL:943-9704)
	罹災(火災以外)証明書の交付手数料の免除 罹災(火災以外)証明書(災害により、建物が被害を受けた事実及び被害の程度を証明する書類)の交付手数料を免除します。 ※自動車、カーボト、門扉や塀、テレビなどは対象になりません。	
	罹災(火災)証明書の交付	中消防署警防課(TEL:541-2700 FAX:542-7720) 東消防署警防課(TEL:263-8401 FAX:263-7489) 南消防署警防課(TEL:261-5181 FAX:261-5191) 西消防署警防課(TEL:232-0381 FAX:232-3293) 安佐南消防署警防課(TEL:877-4101 FAX:877-9462) 安佐北消防署警防課(TEL:814-4795 FAX:814-9931) 安芸消防署警防課(TEL:822-4349 FAX:822-9119) 佐伯消防署警防課(TEL:921-2235 FAX:921-5336)
	罹災(火災)証明書の交付手数料の免除 罹災(火災)証明書(火災により、建物などが被害を受けた事実を証明する書類)の交付手数料を免除します。	
	被災証明書の交付 1 罹災証明書や事業用資産被災証明書の対象とならない物件等(個人が所有する車、バイク等)について、被災したことの証明を行います。 ※証明を必要とする提出先が決まっている場合に限りです。 2 申請に必要な書類 ・被災証明書交付申請書 ・被災したことが確認できる写真、被災場所の位置図など	中区地域起こし推進課(TEL:504-2820) 東区地域起こし推進課(TEL:568-7705) 南区地域起こし推進課(TEL:250-8935) 西区地域起こし推進課(TEL:532-1023) 安佐南区地域起こし推進課(TEL:831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(TEL:819-3905) 安芸区地域起こし推進課(TEL:821-4905) 佐伯区地域起こし推進課(TEL:943-9704)
	被災証明書の交付手数料の免除 被災証明書の交付手数料を免除します。	
見舞金の支給等に関すること	被災者生活再建支援金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊しやむを得ず解体した世帯、大規模半壊世帯等に対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金 (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円	中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課(TEL:504-2138 FAX:504-2169))
	災害弔慰金 ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	

区分	内容	窓口課・所管課等																																																															
見舞金の支給等に関する事	災害見舞金 ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円 ・住家の全壊・流世帯 30万円 ・住家の大規模半壊世帯 20万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円 ・負傷し1か月以上医師の治療を受ける必要がある方 10万円	中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169))																																																															
	○広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円																																																																
	○義援金の配分 [対象となる人・世帯] ・人的被害 ①亡くなられた方、行方不明者の方 ②重傷者(災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方) ・住家被害 被災時にお住いの建物が次の①～④の被害を受けた世帯 ①全壊、②半壊(大規模半壊)、③一部損壊(破損)、 ④床上浸水 ※床下浸水は対象外です。 [配分金額] 【人的被害】 (万円) <table border="1" data-bbox="486 855 970 1048"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>亡くなられた方 行方不明の方</th> <th>重傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1次</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>第2次</td><td>175</td><td>85</td></tr> <tr><td>第3次</td><td>50</td><td>25</td></tr> <tr><td>第4次</td><td>20</td><td>10</td></tr> <tr><td>第5次</td><td>10</td><td>5</td></tr> <tr><td>第6次</td><td>5</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>配分合計金額</td><td>265</td><td>132.5</td></tr> </tbody> </table> 【住家被害】 (万円) <table border="1" data-bbox="486 1084 970 1258"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1次</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>第2次</td><td>175</td><td>85</td><td>31</td><td>13</td></tr> <tr><td>第3次</td><td>50</td><td>25</td><td>10</td><td>5</td></tr> <tr><td>第4次</td><td>20</td><td>10</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr><td>第5次</td><td>10</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>第6次</td><td>5</td><td>2.5</td><td>1</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>配分合計金額</td><td>265</td><td>132.5</td><td>53</td><td>26.5</td></tr> </tbody> </table> ※人的被害と住家被害の両方を受けた方は、それぞれ受け取ることができます。 ※第1次配分の申請をした方は、第2次配分以降の新たな申請手続きは不要です。	被害区分	亡くなられた方 行方不明の方	重傷者	第1次	5	5	第2次	175	85	第3次	50	25	第4次	20	10	第5次	10	5	第6次	5	2.5	配分合計金額	265	132.5	被害区分	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	第1次	5	5	5	5	第2次	175	85	31	13	第3次	50	25	10	5	第4次	20	10	4	2	第5次	10	5	2	1	第6次	5	2.5	1	0.5	配分合計金額	265	132.5	53	26.5
被害区分	亡くなられた方 行方不明の方	重傷者																																																															
第1次	5	5																																																															
第2次	175	85																																																															
第3次	50	25																																																															
第4次	20	10																																																															
第5次	10	5																																																															
第6次	5	2.5																																																															
配分合計金額	265	132.5																																																															
被害区分	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水																																																													
第1次	5	5	5	5																																																													
第2次	175	85	31	13																																																													
第3次	50	25	10	5																																																													
第4次	20	10	4	2																																																													
第5次	10	5	2	1																																																													
第6次	5	2.5	1	0.5																																																													
配分合計金額	265	132.5	53	26.5																																																													
融資に関する事	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円	東区社会福祉協議会(TEL:263-8443) 南区社会福祉協議会(TEL:251-0525) 安佐北区社会福祉協議会(TEL:814-0811) 安芸区社会福祉協議会(TEL:821-2501)																																																															
	○恩給・共済年金担保融資 [対象]恩給、共済年金、災害補償年金等受給者 [限度額]250万円(恩給年額の3年分以内)	(株)日本政策金融公庫広島支店(TEL:244-2231) 呉支店(TEL:0823-24-2600) 尾道支店(TEL:0848-22-6111) 福山支店(TEL:084-922-6550)																																																															
生活困窮に関する事	生活保護に関する相談	中区生活課(TEL:504-2689 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4105 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6583 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4940 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0576 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2806 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9726 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169))																																																															

区分	内容		窓口課・所管課等	
住まいに関する こと	ごみ等の処分 に関する こと	被災ごみの処理	中環境事業所(TEL:241-0779 FAX:241-1407) 南環境事業所(TEL:286-9790 FAX:286-9791) 西環境事業所(TEL:277-6404 FAX:277-6406) 安佐南環境事業所(TEL:848-3320 FAX:848-4411) 安佐北環境事業所(TEL:814-7884 FAX:814-7894) 安芸環境事業所(TEL:884-0322 FAX:884-0324) 佐伯環境事業所(TEL:922-9211 FAX:922-9221)	
		ごみステーションの管理用具の貸与		
	し尿の処理	し尿処理手数料の減免	環境局業務第二課(TEL:504-2222 FAX:504-2229) (東区の福田・馬木・温品・上温品地域及び安芸区)安芸地区 衛生施設管理組合業務課(TEL:885-2534)	
	衛生相談に 関すること	家屋の消毒方法に関する衛生相談		健康福祉局健康推進課感染症対策係 (TEL:504-2622 FAX:504-2258)
	融資	○住宅金融支援機構災害復興住宅融資 自然災害により被害を受けた方に対する住宅の建設、購 入、補修に対する資金融資 ・住宅の建設を行う方 ・新築住宅購入、リユース住宅購入を行う方 ・住宅の補修を行う方		(独)住宅金融支援機構(TEL:0120-086-353) 県庁住宅課(TEL:513-4164)
○住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資 宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事 の融資制度 ・被災した宅地について、宅地造成等規制法等に基づく改 善勧告又は改善命令を受けた方		(独)住宅金融支援機構(TEL:0120-086-353) 県庁都市計画課(TEL:513-4127)		
○広島市災害復興住宅特別貸付 「住宅金融支援機構の災害復興住宅融資」を受 け、なおかつ資金の不足する方への貸付制度		都市整備局住宅部住宅政策課 (TEL:504-2291 FAX:504-2308)		
建築相談	被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談		中区建築課(TEL:504-2579 FAX:243-0595) 東区建築課(TEL:568-7745 FAX:262-0639) 南区建築課(TEL:250-8960 FAX:252-7179) 西区建築課(TEL:532-0950 FAX:232-9783) 安佐南区建築課(TEL:831-4953 FAX:877-2299) 安佐北区建築課(TEL:819-3938 FAX:815-3906) 安芸区建築課(TEL:821-4929 FAX:822-8069) 佐伯区建築課(TEL:943-9745 FAX:923-5098) (都市整備局建築指導課(TEL:504-2287・2288 FAX:504-2529))	
学校に 関する こと	授業料等の減 額・免除等	○県立広島大学授業料の減免		在籍している各キャンパス教学課 ・広島キャンパス(TEL:251-5178) ・庄原キャンパス(TEL:0824-74-1000) ・三原キャンパス(TEL:0848-60-1120)
		○県立広島大学 入学者選抜料の免除及び入学料の 減免		県立広島大学本部教学課(入試担当)(TEL:251-9540)
		○私立高等学校などの授業料等の減免		通学している私立高等学校など
		○大学生等を対象とする奨学金の緊急採用・支援金 (10万円)、減額返還・返還期限猶予		(独)日本学生支援機構(JASSO) (TEL:03-6743-6011)
		広島市立大学入学検定料・入学料の減免		広島市立大学事務局企画室入試グループ (TEL:830-1503 FAX:830-1656)
税金・納付金 の減免・免除 等に関する こと	税金	○国税の特別措置 申告などの期限の延長、納税の猶予、予定納税の減額、 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予 など、所得税の軽減		広島東税務署(TEL:227-1155) 広島南税務署(TEL:253-3281) 広島西税務署(TEL:234-3110) 広島北税務署(TEL:814-2111) 廿日市税務署(TEL:0829-32-1217) 海田税務署(TEL:082-823-2131) 吉田税務署(TEL:0826-42-0008)
		○県税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予 自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の 減免		県庁税務課(TEL:513-2327) (佐伯区を除く)西部県税事務所(TEL:228-2111) (佐伯区)西部県税事務所廿日市分室(TEL:0829-32-1181)

区分	内容	窓口課・所管課等	
税金・納付金の減免・免除等に関すること	税金	<p>中央市税事務所第一市民税係 (TEL:504-2564 FAX:504-2378) 南税務室(TEL:250-8946 FAX:254-2624) 東部市税事務所市民税係(TEL:568-7719 FAX:567-6006) 安芸税務室(TEL:821-4913 FAX:824-0411) 西部市税事務所第一市民税係 (TEL:532-0942 FAX:232-2127) 佐伯税務室(TEL:943-9716 FAX:943-3310) 北部市税事務所第一市民税係 (TEL:831-4935 FAX:877-6288) 安佐北税務室(TEL:819-3913 FAX:815-1650) (財政局市民税課市民税係(TEL:504-2089 FAX:504-2129)) (財政局固定資産税課土地係(TEL:504-2094 FAX:504-2129)) (財政局税制課税制係(TEL:504-2088 FAX:504-2129)) 財政局収納対策部徴収第一課徴収企画係 (TEL:504-0160 FAX:249-3901)</p>	
		<p>市税等の軽減措置等(市民税、固定資産税等) 市税等の軽減措置、市税の徴収猶予</p>	
	医療・保険等	<p>市税証明等の交付手数料の免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 免除する証明書の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書 ・課税証明書 ・固定資産課税台帳登録事項証明書 ・住宅用家屋証明書 申請手続の際に確認させていただくこと <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来た方がご本人であること(運転免許証等) ・罹災された方であること(り災証明書、現況写真等) 留意事項 被災を原因として行う各種手続のために請求するものに 限ります。また、コンビニエンスストアの店舗で請求される 場合は手数料の免除はありません。 	
		<p>国民健康保険医療費の一部負担金等の免除等 ※令和元年6月診療分までとなります。</p>	<p>中区保険年金課(TEL:504-2555 FAX:245-2163) 東区保険年金課(TEL:568-7711 FAX:262-6986) 南区保険年金課(TEL:250-8941 FAX:252-7179) 西区保険年金課(TEL:532-0933 FAX:232-9783) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4929 FAX:877-2299) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3909 FAX:815-5164) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910 FAX:822-8069) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9712 FAX:923-5098) (健康福祉局保健部保険年金課係 (TEL:504-2157 FAX:504-2135))</p>
	高齢福祉	<p>国民年金保険料の免除</p>	<p>中区保険年金課(TEL:504-2556 FAX:245-2163) 東区保険年金課(TEL:568-7712 FAX:264-5168) 南区保険年金課(TEL:250-8944 FAX:254-2516) 西区保険年金課(TEL:532-0935 FAX:232-2144) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4931 FAX:877-2154) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3910 FAX:815-5164) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910 FAX:822-3140) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9713 FAX:922-0132) ※なお 出張所で手続きが可能かどうかは 各区にお問い合わせ ください。 (健康福祉局保健部保険年金課管理係 (TEL:504-2159 FAX:504-2135))</p>
水道・下水道	<p>水道料金及び下水道使用料の減免</p>	<p>水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所(TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所(TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所(TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所(TEL:923-4121 FAX:922-6985) (水道局営業課係(TEL:511-6832 FAX:221-3110)) (下水道局管理部管理課使用料係 (TEL:241-8258 FAX:248-8273))</p>	

区分	内容	窓口課・所管課等
税金・納付金の減免・免除等に関すること	水道・下水道	水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所(TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所(TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所(TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所(TEL:923-4121 FAX:922-6985) (水道局営業課庶務係(TEL:511-6832 FAX:221-3110))
	その他	住民票の写し等証明手数料及びマイナンバーカード等の再交付手数料の免除 1 免除する手数料 (1) 証明手数料 ・住民票の写し(除票を含む。) ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)(除籍を含む。) ・戸籍の附票の写し(除附票を含む。) ・身分証明書 ・不在住証明書、不在籍証明書 (2) 再交付手数料 ・マイナンバーカード ・マイナンバーの通知カード 2 申請に必要な書類 本人確認書類、り災証明書(又は手数料免除の申出書)、委任状(代理人による申請に限る。)、印鑑登録証(印鑑登録証明書の申請に限る。) 3 留意事項 被災を原因として行う各種手続等のために申請するものに限ります。また、コンビニ交付サービスでは手数料免除に対応していないため、各区市民課等の窓口へお越しください。
	その他	道路占用料の免除 1 被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工事用仮囲等の工事用施設及び竹木等の工事用材料の占用料 2 道路占用許可申請の際、被災のあったことを証する書面(罹災証明書又はその写し)を提出してください。
	その他	傷病者搬送証明書の交付手数料の免除 消防局警防部救急課(TEL:546-3461 FAX:246-1160) 中消防署警防課(TEL:541-2700 FAX:542-7720) 東消防署警防課(TEL:263-8401 FAX:263-7489) 南消防署警防課(TEL:261-5181 FAX:261-5191) 西消防署警防課(TEL:232-0381 FAX:232-3293) 安佐南消防署警防課(TEL:877-4101 FAX:877-9462) 安佐北消防署警防課(TEL:814-4795 FAX:814-9931) 安佐北消防署安芸太田出張所(TEL:0826-32-2011 FAX兼) 安芸消防署警防課(TEL:822-4349 FAX:822-9119) 佐伯消防署警防課(TEL:921-2235 FAX:921-5336)
その他	NHK放送受信料の免除 平成30年7月から平成30年12月まで 1 半壊・半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた方 2 災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)が継続して1か月以上発令されている地域にお住まいの方 NHKふれあいセンター(0570-077-077 平日・休日9:00~20:00)	
償還条件の緩和に関すること	高齢者住宅整備資金貸付金の返済猶予	健康福祉局高齢福祉課福祉係(TEL:504-2145 FAX:504-2136)
	市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(TEL:212-3227 FAX:223-5514) 安佐市民病院(TEL:815-5211 FAX:815-3557) 舟入市民病院(TEL:232-6195 FAX:234-7302) リハビリテーション病院(TEL:848-8001 FAX:848-8003) 自立訓練施設(TEL:849-2868 FAX:849-2872) 安芸市民病院(TEL:827-0121 FAX:827-0561)

区分	内容	窓口課・所管課等
その他の生活救済に関すること	高齢者あんしん電話に係る費用負担区分の変更	中区福祉課高齢介護係(TEL:504-2570 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係(TEL:568-7730 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係(TEL:250-4107 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係(TEL:294-6218 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4941 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0585 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2808 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9729 FAX:923-1611) (健康福祉局高齢福祉課福祉係 (TEL:504-2145 FAX:504-2136))
	障害者あんしん電話の費用負担区分の変更	中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:252-2949) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:231-6284) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:815-0466) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課(TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和	中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:252-2949) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:231-6284) 安佐南区福祉課障害福祉係(TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係(TEL:819-0608 FAX:815-0466) 安芸区福祉課障害福祉係(TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係(TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課(TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	自立支援医療(育成医療)に係る自己負担上限月額の変更	中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:2542-2429) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:231-6284) 安佐南区福祉課障害福祉係(TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係(TEL:819-0608 FAX:8195-0466) 安芸区福祉課障害福祉係(TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係(TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課(TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	自立支援医療(更生医療)に係る自己負担上限月額の変更	中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:252-2949) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:231-6284) 安佐南区福祉課障害福祉係(TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係(TEL:819-0608 FAX:815-0466) 安芸区福祉課障害福祉係(TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係(TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課(TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	特定医療費(指定難病)に係る自己負担上限額の変更	中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:264-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) 健康福祉局健康推進課(TEL:504-2718 FAX:504-2756)
	○被災者の債務整理支援(住宅ローン等)	ローン借入先の金融機関等

区分	内容	窓口課・所管課等
健康管理に関すること	成人の心の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2109) 東区地域支えあい課(TEL:568-7735) 南区地域支えあい課(TEL:250-4133) 西区地域支えあい課(TEL:294-6384) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4944) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0616) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2820) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9733) 精神保健福祉センター(TEL:245-7731 FAX:245-9674)
	成人の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2528 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課(TEL:568-7729 FAX:568-7781) 南区地域支えあい課(TEL:250-4108 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課(TEL:294-6235 FAX:233-9621) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4942 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0586 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2809 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9731 FAX:923-1611) (健康福祉局健康推進課(TEL:504-2290 FAX:504-2258))
	子どものからだと心の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2109 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課(TEL:568-7735 FAX:568-7781) 南区地域支えあい課(TEL:250-4133 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課(TEL:294-6384 FAX:233-9633) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4944 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0616 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2820 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9733 FAX:923-1611)
ボランティアに関すること	ボランティアの派遣	東区社会福祉協議会(TEL:263-8443) 南区社会福祉協議会(TEL:251-0525) 安佐北区社会福祉協議会(TEL:814-0811) 安芸区社会福祉協議会(TEL:821-2501) 広島県被災者生活サポートボランティアセンター 県社会福祉協議会内(TEL:254-3506)
その他の相談等に関すること	○各種相談窓口の紹介(県民相談)	県生活センター(TEL:223-8811)
	男女共同参画推進センター「女性・男性のためのなんでも相談」	女性専用電話(TEL:248-3315) (月曜日を除く10時～16時、水・木曜日は通常時間プラス17時～20時) 男性専用電話(TEL:545-6160) (水曜日17時～20時及び土曜日13時～16時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)
	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。 相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。	みんなの人権110番(TEL:0570-003-110 平日8:30～17:15) 子どもの人権110番(TEL:0120-007-110 平日8:30～17:15) 女性の人権ホットライン(TEL:0570-070-810 平日8:30～17:15) インターネット人権相談受付窓口 (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) 外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline)(TEL:0570-090-911 平日9:00～17:00) ※祝・休日を除きます。
	<日本語の理解が難しい外国人等対象> ・生活関連情報の多言語による提供 https://h-ircd.jp/ (平和文化センター国際交流・協力課ホームページ) ・多言語による生活相談 月曜日から金曜日: 中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語(金曜日のみ) 午前9時から午後4時(祝日、年末年始、8/6を除く) * 上記5言語以外の言語の場合は、翻訳タブレットや可能な限り通訳者を探してリフォオン(3人が電話で話す)サービスにより対応。	広島市・安芸郡 外国人相談窓口 (TEL:082-241-5010[直通] 平日 9:00～16:00, FAX:082-242-7452, Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp) (市民局国際化推進課多文化共生担当 TEL:247-0127)
	配偶者等からの暴力(DV)に関する被害者からの相談・女性相談	広島市配偶者暴力相談支援センター(TEL:545-7498) (月曜日～金曜日 10時～17時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)